

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年5月 13 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501595 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600024 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年1月15日の標準賞与額を4万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年1月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年1月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月15日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、B厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に4万5,730円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「2期賞与分」により、請求期間にA社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月7日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「2期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、4万5,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年1月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年1月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501065 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600025 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

B 厚生年金基金からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳（H17/07 夏期賞与）及び請求者から提出された「お通帳未記帳取引明細」により、請求者は、同社から平成 17 年 7 月 8 日に賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額（35 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったと回答していることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501094 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600023 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 40 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 12 年 8 月 21 日から同年 10 月 31 日まで

請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間に A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる「勤務（内定）証明書」及び「源泉徴収票」を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された B 社（後に、A 社）に係る「勤務（内定）証明書」により、請求者は平成 12 年 8 月 21 日付けで同社に採用されていることが確認できる。

しかしながら、A 社において請求期間当時に社会保険事務担当であった者は、請求者は採用後に海外研修に行っており、海外研修中は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料は控除していなかった旨陳述しているところ、C 入国管理局が保有する「外国人記録調査書」により、請求者が平成 12 年 8 月 30 日に日本から D 国に出国し、同年 10 月 29 日に入国していることが確認できる。

また、請求者から提出された「平成 12 年分給与所得の源泉徴収票」では、「社会保険料等の金額」欄に 10 万 5,984 円と記載されていることが確認できるところ、請求者に係るオンライン記録から確認できる標準報酬月額 41 万円を基に厚生年金保険料及び健康保険料を算出し、その保険料の 2 か月分は上記「社会保険料等の金額」と同額になることから、当該源泉徴収票に記載された社会保険料は平成 12 年 10 月及び同年 11 月分であることが認められ、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501654 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600026 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から昭和 45 年 8 月 1 日まで

B社に勤務した期間のうち、昭和 44 年 11 月から昭和 45 年 7 月までの期間の標準報酬月額が厚生年金基金の標準報酬月額と相違している。調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C厚生年金基金が保有する請求者の請求期間に係る異動記録マスタにより、昭和 44 年 11 月の法律改正時の標準報酬月額は、6 万 4,000 円であることが確認できるところ、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、請求者の昭和 44 年 11 月の法律改正時の標準報酬月額は、6 万円であることが確認できる。

このことについて、B社では、当時の資料を保管していないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出について不明である旨回答している。

また、A社の請求期間に係る事業所別被保険者名簿の事業主欄に記載のある二人は、いずれの者も既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出について確認することができない上、同社が加入していたD健康保険組合は、平成 18 年 * 月 * 日に解散していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501687 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600027 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 8 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から昭和 47 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 46 年 10 月から昭和 47 年 9 月までの期間の標準報酬月額が厚生年金基金の標準報酬月額と相違している。調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金が保有する請求者の請求期間に係る異動記録マスタにより、昭和 46 年 10 月の定時決定時の標準報酬月額は、9 万 2,000 円であることが確認できるところ、A社に係る事業所別被保険者名簿では、請求者の昭和 46 年 10 月の定時決定時の標準報酬月額は、8 万 6,000 円であることが確認できる。

このことについて、A社では、当時の資料を保管していないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出について不明である旨回答している。

また、A社の請求期間当時の事業主は、既に死亡している上、同社が加入していたC健康保険組合は、平成 18 年 * 月 * 日に解散していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について確認することができない。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の届出等について照会したところ、回答のあった 3 人全員が不明である旨回答していることから、これらの者から、当該期間に係る標準報酬月額の届出等について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。